

死刑執行に対する会長声明

- 1 政府は、2025年6月27日、東京拘置所において1名に対し、死刑を執行した。この事件は、2017年に神奈川県座間市のアパートで男女9人を殺害したなどとして、強盗・強姦性交殺人罪などの罪で2021年に死刑判決が確定していた。
- 2 わが国の死刑制度に対しては、国際人権（自由権）規約委員会が、2008年（平成20年）10月の総括所見において「締約国は、世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて、国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである。」等の勧告をし、2014年（平成26年）7月23日の総括所見において、「死刑の廃止を十分に考慮すること」等の勧告をし、2022年（令和4年）11月3日の総括所見において、「死刑廃止を検討し、死刑廃止に向けた世論喚起や死刑廃止の必要性に関して国民へ周知すること」等の勧告をしている。さらに、2024年（令和6年）12月17日、国連総会は、130か国の賛成多数で、全ての死刑存置国に対し、死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止を求める決議を採択している。

国内においても、国会議員、学識経験者、元警察庁長官・元検事総長、元日本弁護士連合会会長、経済界、労働界、被害者団体、報道関係者、宗教家及び文化人ら有識者による「日本の死刑制度について考える懇話会」が、昨年11月に発表した報告書で、多様な立場の委員16名全員の一致で、「現行の日本の死刑制度とその現在の運用の在り方は、放置することの許されない数多くの問題を伴っており、現状のままに存続させてはならない」、「早急に、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置すること」を提言している。

日本弁護士連合会においては、2016年10月7日に「2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきである」旨を人権擁護大会において宣言し、また、当会も2015年3月26日に「死刑執行に関する情報公開と議論の活発化を求める会長声明」を発し、死刑の執行がなされる都度、死刑の執行に抗議し、執行の停止を求める旨の会長声明を発してきたところである。

そうした国内外の動きがある中で、政府は、死刑に関する情報をほとんど公開せず、死刑の廃止はもとより、執行手続についても何らの検討や改善を行うこともしないという現状のまま、漫然と執行を続けており、極めて遺憾である。

- 3 今回の執行後、鈴木馨祐法務大臣は、記者会見において、死刑執行の理由について、本件殺人事件の被害者が短期間で多数に及ぶことを強調し、「社会に大きな衝撃、そして不安感を与えた事件」「死刑制度は、世論調査でも83%の国民が支持しており、裁判所の判断による刑罰を執行することは社会正義の実現のために必要である」旨の説明をした。

しかし、私たちは、日本国憲法の下、人の生命は根源的な基本的人権としてなによりも尊重されるという価値観を共有しているはずである。他方で、死刑制度は、人の生命を奪うような凶悪な罪を犯した場合には犯人の生命を奪う、つまり、正しい理由があれば生命

を奪うことを許す制度である。死刑制度のある社会は、生命の尊厳に留保をつける社会である。私たちは、そのような社会をこれからも望むのか、今まさに、死刑制度に関する十分な情報を公開した上で、政府こそがリードして全社会的議論を喚起していかなければならない。

- 4 また、本件は、被害者による殺人の承諾の有無、被告人責任能力が争点となっていたところ、一審判決で死刑判決が言い渡された後、弁護人が控訴したにもかかわらず、被告人自身が控訴を取り下げたため、控訴審、上告審の審理を経ることなく死刑判決が確定している。

2024年9月26日に、いわゆる「袴田事件」において死刑確定判決を覆す再審無罪判決がなされたことから明らかなように、死刑確定事件にも誤判の可能性がある、誤判による死刑執行がなされ、取り返しのつかない事態が生じる危険性がある。死刑制度を存置する諸外国では、人の生命を奪うという究極の刑罰である死刑を適用するためには特別に適正な手続きが必要であるとして法律上上訴を義務付けている国もあり、自由権規約委員会の各総括所見でもそのような制度の導入が繰り返し勧告されているが、政府は法務省が全ての有罪判決を精査しているとして、そのような制度の必要性を否定してきた。しかし、執行を担う法務省が自ら行う「精査」の過程・内容は検証不能であり、適正手続の観点からも重大な問題があると言わざるを得ない。

- 5 よって当会は、政府に対し、死刑制度に関する情報を十分に公開した上、前記懇話会が提言したように国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を早急に設置して死刑制度の廃止も含めた議論を進めるとともに、死刑判決についての必要的上訴制度を設けるなど死刑事件に関する適正手続の保障を十全なものとする、これらの取り組みがなされるまでの間、死刑執行を停止することを求める。そして、そうした取り組みがないままになされた本件死刑執行に対して強く抗議する。
- 6 なお、死刑の存廃について議論する際には、被害者遺族の想いに寄り添うことが必要である。刑事制度の改革と犯罪被害者・遺族の支援とは別個の課題であるが、いずれも重要な課題であることを踏まえつつ議論を進めるべきである。

2025年（令和7年）7月24日

京都弁護士会

会長 池 上 哲 朗